

松福障第1807号
松こ福第1272号
令和5年3月9日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所 の長 様
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
(松本市に所在地のある事業所等に限る)

松本市健康福祉部障がい福祉課長
松本市こども部こども福祉課長

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導等の実施について（通知）

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記「集団指導」及び「虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修」につきまして、下記のとおり実施します。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から資料の動画配信と電子メールによる質疑の受付とさせていただきます。

記

1 集団指導資料について

(1) 接続URL

ア 動画資料について

下記のうち該当するURLにアクセスしてください。

○全サービス共通

<https://youtu.be/V2MPJvVnvLE>

○在宅系サービス

<https://youtu.be/GbL7YPXe0fE>

○施設入所・通所系サービス

<https://youtu.be/mvMoNRmfMUY>

○短期入所

<https://youtu.be/DwYCLwSjIIo>

○共同生活援助

<https://youtu.be/lrb9ZFe39MQ>

○地域移行支援・地域定着支援・相談支援等

https://youtu.be/Ou_C5Wcpxc

○障害児通所支援

https://youtu.be/_-MsRnmqIHY

イ PDF資料について

下記のURL（市のホームページ）にアクセスしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/50246.html>

市役所トップページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者 → 基本情報
→ 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導について 内に掲載します。

(2) 掲載期間

ア 動画資料

令和5年3月9日（木）から3月24日（金）まで

イ PDF資料

令和5年度の集団指導資料が掲載されるまでの間

※動画資料とPDF資料の内容は同一のものです。

(3) 留意事項

ア 動画再生を行うOA機器によっては、音声聞き取りにくい場合がありますので、視聴方法は各事業所等で検討してください。

イ 該当するサービスに関する資料を各事業所等で選択して視聴してください。

2 質疑について

集団指導の資料に関する質疑については別紙「令和4年度集団指導質疑票」にて、以下のとおり提出してください。

(1) 提出先

該当するサービス種類により、下記の間合せ先のいずれかの課のアドレスへ電子メールにて提出してください。

(2) 提出期日

令和5年3月24日（金）必着

(3) 質疑の回答について

質疑に関する回答集が作成でき次第、ホームページへ掲載します。ホームページへの掲載日については別途通知いたします。

3 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修について

各障害福祉サービス等の指定基準省令の改正により令和4年度から「虐待の防止のための研修」及び「身体拘束等の適正化のための研修(該当サービスのみ)」の定期的(年1回以上)な実施が義務付けられています。

まだ未実施の事業所等におかれましては、別添「令和4年度虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修について」を確認のうえ、活用ください。

| 【障害者総合支援法関係問合せ先】 | 【児童福祉法関係問合せ先】 |
|---|---|
| 健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 松本市丸の内3番7号 電話 34-3036(直) FAX 36-9119 メール s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp | こども部 こども福祉課 相談支援担当 松本市丸の内3番7号 電話 33-4767(直) FAX 36-9119 メール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp |